

『東日本大震災からの事業復旧を支援する 融資制度を知りたい』

東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者

- ・ 地震・津波等により直接被害を受けた方
→ 市区町村等の罹災証明が必要。
- ・ 原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方。
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

② 間接被害者

- ・ 直接被害者（大企業を含む）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→ 直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）及び被害証明書が必要。（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

③ その他の方

- ・ その他、震災の影響により、業況が悪化している方（風評被害等による影響を含む）
※上記①②の方は、本措置も利用可能。

※①～③いずれの場合も、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方に限ります。

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者

- | | |
|----------------------|--------------|
| 【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 | 3億円（別枠） |
| 【日本公庫（国民生活事業）】 | 6,000万円（上乘せ） |

③ その他の方

- | | |
|----------------------|---------------|
| 【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 | 7億2,000万円（別枠） |
| 【日本公庫（国民生活事業）】 | 4,800万円（別枠） |

貸付期間・据置期間

① 直接被害者

- 設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）
- 運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

② 間接被害者

設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)
 運転資金15年以内(うち据置期間3年以内)

③ その他の方

設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)
 運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

貸付利率**① 直接被害者**

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)に基準利率(災害)から**▲1.4%**引下げた金利を適用。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は**▲0.5%**引下げた金利を適用。)

事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、各都道府県の産業振興センター等が貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

② 間接被害者

貸付後3年間、3千万円を上限に基準利率(災害)からの**▲0.9%**の金利引下げに加え、

- i) 売上等が減少している場合は**▲0.3%**
- ii) 雇用の維持・拡大を図る場合は**▲0.2%**
- iii) 上記 i) 及び ii) のいずれも満たす場合は**▲0.5%**

引下げた金利を適用(合計で最大**▲1.4%**)。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は最大**▲0.5%**引下げた金利を適用。)

③ その他の方

基準利率から、売上等が減少している場合は**▲0.3%**、雇用の維持・拡大を図る場合は**▲0.2%**、いずれも満たす場合は**▲0.5%**引下げた金利を適用することが可能

※日本公庫基準利率(災害): 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36%

※日本公庫基準利率: 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

(注) 1. 上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和2年1月6日時点)。

2. 商工組合中央金庫における金利は、所定の金利(相談の上決定)となります。

3. 利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

※このほか、東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、日本政策金融公庫(中小企業事業)が資本性を有する長期資金(一括償還型)を提供する制度として「震災対応型資本性劣後ローン」といった制度を用意しております。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1795

商工組合中央金庫 電話: 0120-079-366

『被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

設備資金貸付利率特例制度

東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域の復興に資する長期の設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、融資を行うことで、投資を促進します。

対象となる方

日本公庫（国民生活事業又は中小企業事業）の貸付制度（設備資金）を利用する方であつて、岩手県、宮城県又は福島県において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方（事業の用に使用されない土地が資金用途の対象となるものを除く）

支援内容

適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除した利率

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

- ・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
 - ・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
- 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『熊本地震からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

平成28年熊本地震特別貸付

平成28年熊本地震により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

熊本県に事業所を有し事業活動を行い、以下①～③のいずれかに該当する方。

① 直接被害者

- ・地震により直接被害を受けた方
→ 市区町村等の罹災証明が必要。

② 間接被害者

- ・直接被害者(大企業を含む)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→ 直接被害者(取引先)の罹災証明(写しで可、事後提出可)及び被害証明書が必要。(被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項(取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等)を記載の上、お申し込み先にご提出ください。)

③ その他の方

- ・その他、地震の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)
※上記①②の方は本措置も利用可能。

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者

- 【日本公庫(中小企業事業)】【商工中金】 3億円(別枠)
- 【日本公庫(国民生活事業)】 6,000万円(上乘せ)

③ その他の方

- 【日本公庫(中小企業事業)】【商工中金】7億2,000万円(別枠)
- 【日本公庫(国民生活事業)】 4,800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

① 直接被害者

- 設備資金20年以内(うち据置期間5年以内)
- 運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)

② 間接被害者

- 設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)
- 運転資金15年以内(うち据置期間3年以内)

③ その他の方

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

貸付利率

① 直接被害者

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)に基準利率(災害)から**▲0.9%引下げた金利を適用。**

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用。)

② 間接被害者

貸付後3年間、3千万円を上限に基準利率(災害)から**▲0.5%引下げた金利を適用。**

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.3%引下げた金利を適用。)

③ その他の方

基準利率から、売上等が減少している場合は**▲0.3%引下げた金利を適用。**

※日本公庫基準利率(災害): 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36%

※日本公庫基準利率: 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

(注) 1. 上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和2年1月6日時点)。

2. 商工組合中央金庫における金利は、所定の金利(相談の上決定)となります。

3. 利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話: 098-941-1795

商工組合中央金庫 電話: 0120-079-366

『平成30年7月豪雨からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

平成30年7月豪雨特別貸付

平成30年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者

・平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、同災害により直接被害を受けた方→ 市区町村等の罹災証明が必要。

② 間接被害者

・直接被害者(大企業を含む)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方

③ ①、②以外の方

・その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者

【日本公庫(中小企業事業)】 3億円(別枠)

【日本公庫(国民生活事業)】 6,000万円(上乘せ)

③ ①、②以外の方

【日本公庫(中小企業事業)】 7億2,000万円(別枠)

【日本公庫(国民生活事業)】 4,800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

設備資金20年以内、運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)

貸付利率

① 直接被害者

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)に基準利率(災害)から▲0.9%
引下げた金利を適用。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用。)

② 間接被害者

基準利率(災害)

③ ①、②以外の方

基準利率

※日本公庫基準利率(災害): 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36%

※日本公庫基準利率: 中小企業事業 1.11%、国民生活事業1.91%

(注)1. 上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和2年1月6日時点)。

2. 利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『令和元年台風第19号等からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

令和元年台風第19号等特別貸付

令和元年台風第19号・20号・21号により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者

・令和元年台風第19号等により激甚災害指定を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、同災害により直接被害を受けた方→ 市区町村等の罹災証明が必要。

② 間接被害者

・直接被害者(大企業を含む)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方

③ ①、②以外の方

・その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者

【日本公庫(中小企業事業)】 3億円(別枠)

【日本公庫(国民生活事業)】 6,000万円(上乘せ)

③ ①、②以外の方

【日本公庫(中小企業事業)】 7億2,000万円(別枠)

【日本公庫(国民生活事業)】 4,800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

設備資金20年以内、運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)

貸付利率

① 直接被害者

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)に基準利率(災害)から▲0.9%
引下げた金利を適用。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用。)

② 間接被害者

基準利率(災害)

③ ①、②以外の方

基準利率

※日本公庫基準利率(災害): 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36%

※日本公庫基準利率: 中小企業事業 1.11%、国民生活事業1.91%

(注)1. 上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和2年1月6日時点)。

2. 利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『事業用施設の復旧・整備に取り組みたい』

高度化事業(災害対策)

東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等で被災した中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の

対象となる方(事業)

【東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等 共通】

1. 中小企業等のグループが復興事業計画※の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
※「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画(200頁)
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
3. 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合(災害復旧貸付)

【東日本大震災のみ】

4. 中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
5. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

支援内容

- ・貸付限度額:なし
 - ・自己負担:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
※3.のみ、貸付対象経費の10%
 - ・貸付対象:設備資金
 - ・貸付利率:無利子
 - ・貸付期間:20年以内(うち据置期間5年以内)
- ※担保・保証人が必要となる場合があります。

ご利用方法

被災道県の中小企業支援センター(3.のみ、原則として都道府県が貸付けの窓口となります)の担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・被災道県中小企業支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・各都道府県中小企業担当課(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課 電話:03-5470-1528
URL:http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注)利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

■貸付利率:基準利率

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

金融環境変化対応資金

対象となる方

金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

支援内容

■貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】別枠3億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠4,000万円

■貸付利率:基準利率(中小企業事業については上限利率3.0%)

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金8年以内(うち据置期間3年以内)

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援**取引企業倒産対応資金****対象となる方**

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容

■ 貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠3,000万円

■ 貸付利率:基準利率

※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■ 貸付期間:運転資金8年以内(うち据置期間3年以内)

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『創業又は経営多角化・事業転換等による 新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定支援機関による指導及び助言を受けている者。
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）又は「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という。）を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者。

支援内容

■対象資金

設備資金及び運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①（基準利率-0.4%）とする。

- (1) 基本要領又は指針を適用している又は適用する予定である方
- (2) 事業計画書に以下のすべての事項を含むこと（口については部門別管理を行っている者に限る。）。
 - イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表
 - ロ 部門別収支状況表

■貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）、中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『事業資金を借りたい』

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証 2,000万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対し概ね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証（225頁参照）等の特別な保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。

※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者
 - 2号 取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者
 - 3号 突発的災害(事故等)(*)により影響を受ける中小企業者
 - 4号 突発的災害(自然災害等)(*)により影響を受ける中小企業者
 - 5号 全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者
 - 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
 - 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)(*)に伴って借入れが減少している中小企業者
 - 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者
- (*) 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件(*)により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者

(*) 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ (URL: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) または各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

■保証料

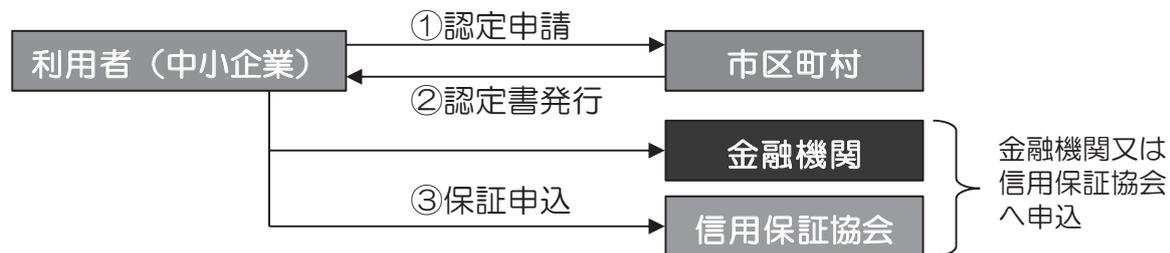
概ね0.7～1.0%（危機関連保証については0.8%以内）

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。



お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接又は間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

《特定被災区域(注)内の方》

・ 震災の影響により業況が悪化している方

→ 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)

・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

(注)特定被災区域・・・(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは別枠。
なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保1億6千万円、最大で5億6千万円までとする。
- **保証料率** : 0.8%以下
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途** : 事業再建に必要な資金及び経営の安定に必要な資金
- **保証割合** : 借入額の全額(100%)
- **保証人** : 原則として法人代表者以外の保証人は不要

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方(下記のいずれかに該当する方)

- ・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→ 市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可)
- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは別枠。
なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保1億6千万円、最大で5億6千万円までとする。
- **保証料率** : 概ね0.7%～1.0%
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金用途** : 事業再建に必要な資金
- **保証割合** : 借入額の全額(100%)
- **保証人** : 原則として法人代表者以外の保証人は不要

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
- (*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

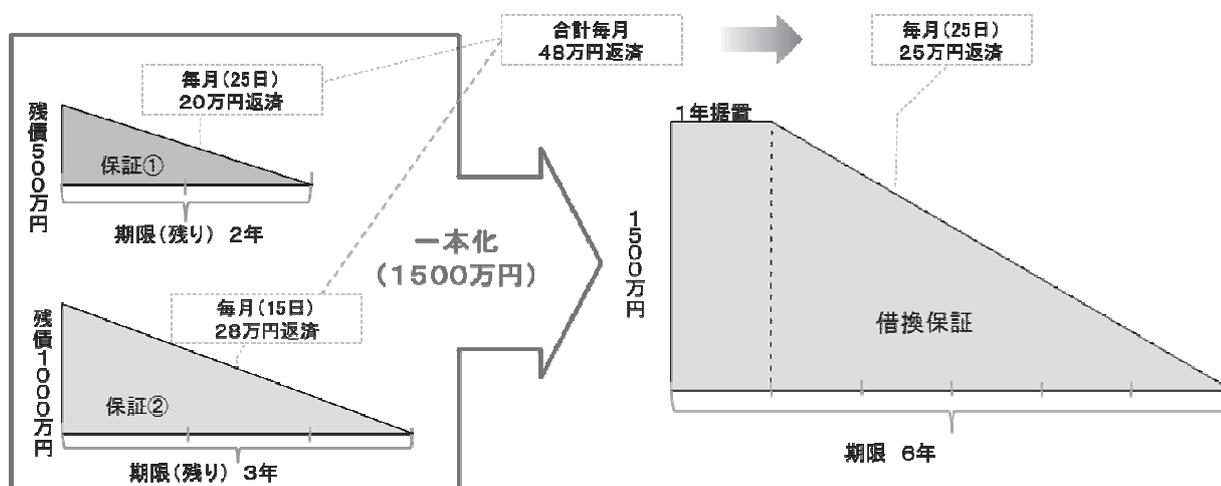
3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

■保証条件

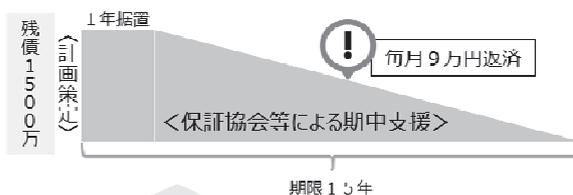
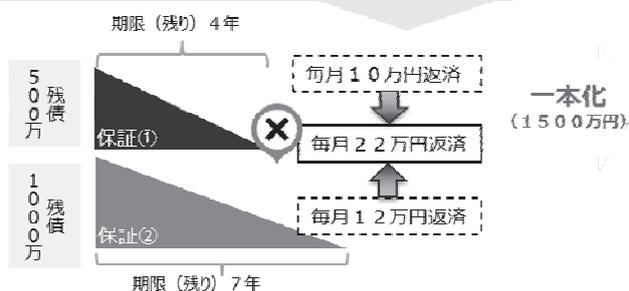
- ・ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- ・ 保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。
※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ

○返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え



- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担を軽減
- 事業計画を策定し、計画的に返済等の資金繰りを正常化
- 「マネ」の追加が可能(※金融機関等による審査あり)

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会

電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関(金融機関、税理士、診断士等)(※)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)。
- **保証料率** : 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- **保証割合** : 責任共有保証(80%保証)。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- **保証期間** : 一括返済:1年以内、
分割返済:運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。(据置期間はそれぞれ1年以内)

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』

事業再生計画実施関連保証制度
(経営改善サポート保証)

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画(債権者全員の合意が成立したもの)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。

【産業競争力強化法第53条第1項に規定】

- ① 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関(中小企業再生支援協議会、産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定】

- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定】

- ⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

支援内容

■保証限度額

無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証枠とは別枠)。

■保証割合

責任共有保証(80%保証)。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。

■保証料

責任共有保証の場合0.8%以下、100%保証の場合は1.0%以下。

■保証期間

一括弁済の場合1年以内、分割弁済の場合15年以内(据置期間1年以内)。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『再チャレンジする方を支援します』

再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方

- (1) 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

- 貸付機関
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫
- 貸付限度額
【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)
- 貸付利率
【日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)】
基準利率
・女性、若年者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね7年以内の者は、特別利率①(基準利率-0.4%)。
・技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする資金は、特別利率②(基準利率-0.65%)。
- 貸付期間
設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
- 保証条件
経営者本人の個人保証を不要とする制度、新創業融資制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』 「証券化支援スキーム」を活用した融資制度 (CLO融資)

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

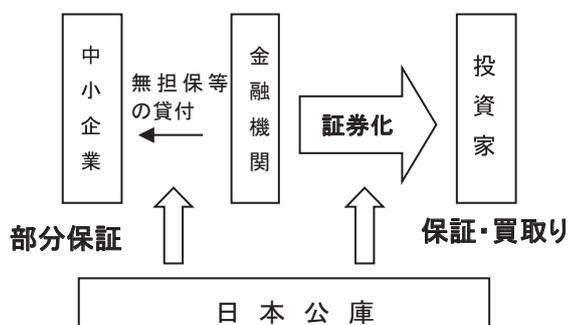
対象となる方

中小企業者の方(一部を除いてほとんどの業種が対象となります)

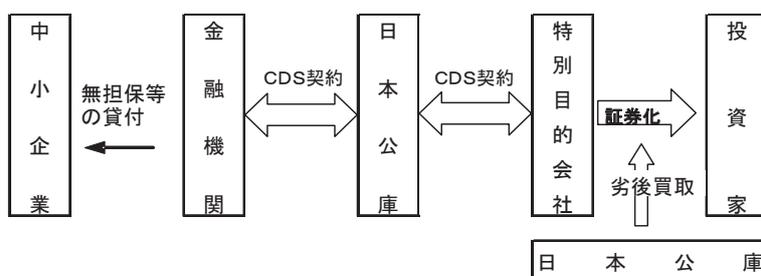
支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み(証券化)を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】



【買取型(シンセティック型)】



(※)CDS契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

取扱金融機関

本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件(募集案件により異なります)については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業事業証券化支援室 電話:03-3270-0568

URL:<https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html>

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』 挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	<p>【対象貸付制度】</p> <p>①新企業育成貸付(新規開業支援資金等)</p> <p>②企業活力強化貸付(海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金)</p> <p>③企業再生貸付(企業再建資金)</p> <p>④生鮮食料品等小売業近代化貸付</p> <p>⑤生活衛生資金貸付(生活衛生関係営業新企業育成資金、生活衛生関係営業企業再建資金、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金)</p> <p>※ 別途、貸付制度ごとの要件あり</p> <p>【対象要件】</p> <p>以下のいずれかの要件を満たす必要あり</p> <p>(1)地域経済振興に資する事業</p> <p>(2)地域社会にとって不可欠な事業</p> <p>(3)先進性、新規性又は技術力が高い事業</p>	<p>【対象貸付制度】</p> <p>①新企業育成貸付(新事業育成資金等)</p> <p>②企業活力強化貸付(海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金)</p> <p>③企業再生貸付(企業再建資金)</p> <p>※ 別途、貸付制度ごとの要件あり</p> <p>【対象要件】</p> <p>以下のいずれかの要件を満たす必要あり</p> <p>(1)地域経済振興に資する事業</p> <p>(2)地域社会にとって不可欠な事業</p> <p>(3)先進性、新規性又は技術力が高い事業</p>
貸付限度額	<p>1 貸付先あたり4,000万円</p> <p>(ただし、事業承継・集約・活性化支援資金又は生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金については別枠で4,000万円)</p>	<p>1 貸付先あたり3億円</p> <p>(ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で3億円)</p>
貸付利率	資本性ローン利率(6.20%~1.00%)	資本性ローン利率(5.50%~0.45%)
貸付期間	5年1か月以上15年以内	5年1か月、7年、10年、15年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

(注) 1. 本特例の資金は、自己査定 of 債務者区分の決定に当たり自己資本とみなすことができます。法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が同等以下のものを除く。)に劣後します。

2. 上記貸付利率は、令和2年1月6日時点。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』

高度化事業 (工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度)

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利(又は無利子)で貸付けます。

貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

対象となる方(事業)

- 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
 - 工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る<集団化事業>
 - 商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装したりして、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める<集積区域整備事業>
 - 大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる<施設集約化事業>
 - 中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る<共同施設事業>
- 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(株式会社、公益法人)、市町村等が行う、
 - 起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業<地域産業創造基盤整備事業>、
 - 商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業<商店街整備等支援事業>も対象となります。

※上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。

この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

- 貸付条件
 - ・貸付限度額：なし
 - ・貸付割合：原則として80%以内
 - ・貸付対象：設備資金
 - ・貸付利率：年0.45%(2019年度貸付決定分に適用)、又は、無利子(特別の法律に基づく事業など)

※貸付利率は毎年度見直しを行います。2020年度の貸付利率については、決定次第、中小企業基盤整備機構のホームページに掲載します。

 - ・貸付期間：20年以内(うち据置期間3年以内)
 - ・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求
- 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課又は中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当課(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 電話:03-5470-1528

URL:http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業、PCB廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業 ^{※2}	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内 ^{※1}	7,200万円以内 ^{※1}	20年以内 ^{※1}	特別利率 ^③	
水質汚濁関連				特別利率 ^②	
アスベスト対策関連				特別利率 ^②	特別利率B
産業廃棄物・3R関連				特別利率 ^② 、 ^③ ^{※3}	特別利率B、特別利率C ^{※3}
PCB廃棄物対策関連				基準利率、特別利率 ^③ ^{※4}	基準利率、特別利率C ^{※4}
土壌汚染対策関連				基準利率、特別利率 ^③ ^{※5}	基準利率、特別利率C ^{※5}

※ 制度の詳細については、以下にお問い合わせください。

※1 運転資金の場合、貸付限度額については、中小企業事業は2億5,000万円以内、国民生活事業は4,800万円以内、貸付期間は7年以内。

※2 中小企業事業において、特別利率限度額（4億円）を超える部分については、基準利率

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者については特別利率^③（特別利率C）、その他は特別利率^②（特別利率B）

※4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については特別利率^③（特別利率C）、その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については基準利率

※5 土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率^③（特別利率C）、その他は基準利率

取扱金融機関

株式会社 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1785（中小企業資金）

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『ITを活用した設備投資を支援します』

IT活用促進資金

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

IT活用のための投資を行う中小企業者及び認定情報処理支援機関

支援内容

- (1) 中小企業者においては、情報化を進めるために必要な情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る長期運転資金
- (2) 認定情報処理支援機関においては、情報処理支援業務に必要な設備資金や長期運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	<p>(1) 中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子計算機(※)等(ソフトウェアを含む) ② 周辺装置(モデムなどの通信装置など) ③ 端末装置(多機能情報端末など) ④ 被制御設備(高度数値制御加工装置(CNC)や自動搬送装置など) ⑤ 関連設備(LANケーブルや電源設備など) ⑥ 関連建物・構築物(上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地) ⑦ その他の設備(その他情報化投資を構成する設備であって、必要と認められたもの) <p>※①～⑦の他の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象</p> <p>(2) 認定情報処理支援機関 情報処理支援業務を行うために必要な設備資金や長期運転資金</p>
資金使途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円) 国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%(※1)
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内

※1. 以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます

- ・情報処理支援機関の認定を受けている方
- ・革新的データ産業活用計画の認定(変更認定含む)を受けている方
- ・AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方(※2)

※2. 情報処理支援機関の認定を受けた専門家からAI導入に係る助言・指導を受けている方

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 全国各店舗 URL: <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- ・事業資金相談ダイヤル 電話: 0120-154-505

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

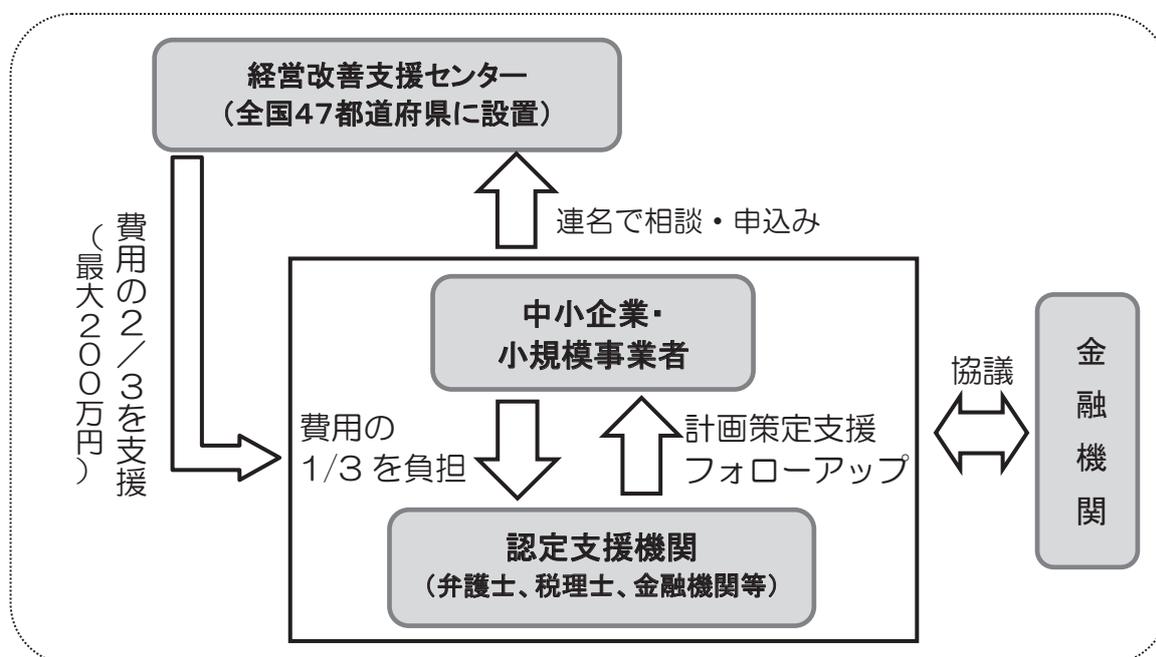
金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて金融機関からの支援(条件変更や新規融資等)を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用(フォローアップ費用を含む)について、総額の2/3(事業規模等に応じて数万円～最大200万円)まで支援します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>

お問い合わせ先

- ・各都道府県の経営改善支援センター (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

『外部専門家の支援を受けて経営を見直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

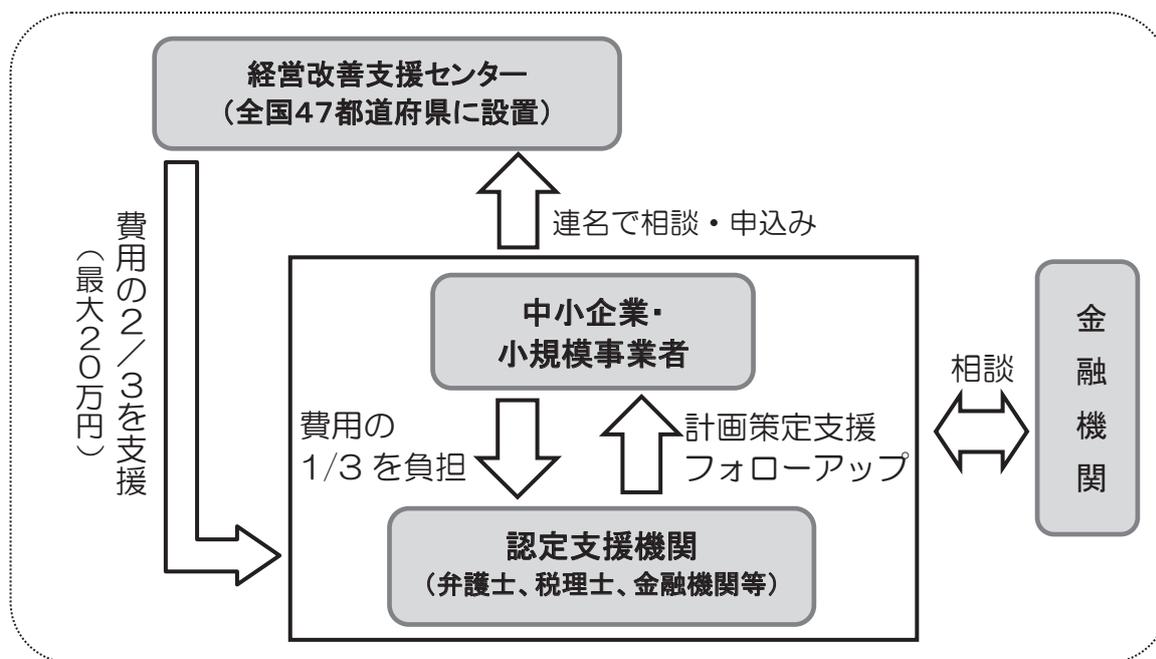
本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを得て実施する資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善の取り組みを支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用(フォローアップ費用を含む)について、総額の2/3(最大20万円、うちフォローアップ費用は5万円まで)まで負担します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>

お問い合わせ先

- ・各都道府県の経営改善支援センター (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876

『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい、 経営者保証債務の整理について相談したい』

「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを公表しました。

また、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で事務局より専門家を派遣しアドバイスします。

①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

対象となる方

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える方

支援内容

- (1) 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」
 - (2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減（再掲〇〇頁参照）
 - (3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則
 - ・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止
 - ・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断
また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討
 - ・前経営者の経営者保証は、令和2年4月から改正民法で第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討
- ②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援やガイドライン充足状況の確認

ご利用方法

お問い合わせ先

- ①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策参照

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度

対象となる方

- ・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方
- ・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

支援内容

- ・最寄りの商工会・商工会議所、中小機構等では、経営者保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じております。
- ・必要に応じて、経営者保証に関する適切なアドバイスを行うことができる専門家を原則3回まで無料で派遣いたします。

ご利用方法

お問い合わせ先

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度参照

お問い合わせ先

①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

中小企業庁ホームページ

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>

(1)株式会社商工組合中央金庫

URL: <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html>

(2) (一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

・各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

(3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

・日本商工会議所

URL: <https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html>

・一般社団法人全国銀行協会

URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度

・商工会一覧 URL: http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

・商工会議所一覧 URL: <http://www5.cin.or.jp/ccilist>

・中小企業基盤整備機構地域本部一覧

URL: https://www.smrj.go.jp/regional_hq/index.html

『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』

事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
 - (2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
 - (3)次の①から④の全ての要件を満たす法人
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと
- (※)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)

支援内容

- 対象資金 : 事業資金
既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能
ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る
- 保証限度額 : 無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)
- 保証料率 : 0.45%～1.90%
0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)
- 保証割合 : 責任共有保証(80%)
- 保証人 : 徴求しない

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』

経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■対象資金: 事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

■保証限度額: 無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■保証料率 : 0.45%～1.90%

■保証割合 : 責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は100%

■保証人 : 原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『他の中小企業者の事業を承継するため、 株式の取得等(M&A)に必要な資金を調達したい』

経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金(M & A のための資金)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

- **対象資金** : 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
 - ・株式等取得資金
 - ・事業用資産等取得資金

等

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。

- **保証料率** : 0.45%～1.90%

- **保証割合** : 責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は100%

- **保証人** : 原則として、法人代表者(又は会社である他の中小企業者)以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、事業承継に際して必要となる資金を調達したい』

特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

支援内容

- **対象資金** : 事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金
 - ・株式等取得資金
 - ・事業用資産等取得資金
 - ・株式等又は事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
 - ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分に係る請求に伴う弁済資金
 - ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

■ **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■ **保証料率** : 0.45%～1.90%

■ **保証割合** : 責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は100%

■ **保証人** : 原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関（いわゆるメインバンク）にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

『現在は事業を営んでいないが、中小企業者の事業を承継して 経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』

特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

支援内容

- **対象資金** : 中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
- ・ 株式等取得資金
 - ・ 事業用資産等取得資金

等

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。

- **保証料率** : 1.15%

- **保証割合** : 責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は100%

- **保証人** : 原則として、承継対象の中小企業者(会社)以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『廃業を決断する場合に必要な資金を調達したい』

自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

- ① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
- ② 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③ バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

支援内容

- 保証限度額：最大3千万円
- 保証料率：0.45%～1.90%
- 保証割合：責任共有保証（80%）
- 保証期間：1年以内（かつ、終期は解散予定日より前）
- 保証人：原則、法人代表者以外は不要

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に廃業計画書等が必要となります。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『直接金融による多様な資金調達を図りたい』

特定社債保証制度
(私募債保証制度)

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

(1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	2.0倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率 ^(※1)	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ ^(※2)	2.0倍以上

(2) 純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.5倍以上

(3) 純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	15%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	5%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.0倍以上

$$(※1) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(※2) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■ **保証限度額** 4億5,000万円(保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。)ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。

■ **保証料率** 財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■ **担保条件** 金融機関、信用保証協会の約定によります。

■ **償還期間** 金融機関、信用保証協会の約定によります。

■ **発行形式** 振替債とします。

ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については、各金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』

流動資産担保融資保証制度
(ABL保証制度)

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方)で、一部の業種(農業、林業、漁業、金融・保険業等)を除きほとんどの業種の方が対象となります。(通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。)

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権(売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など)及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額:2億円

保証割合:80%

(金融機関からの借入限度額は2億5,000万円)

■保証料率

借入極度額(借入金額)に対し、年率0.68%

■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1)債権譲渡登記制度に基づく登記、(2)売掛先への通知、(3)売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式:1年間(更新可能)

個別保証方式:1年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料(基本契約書等)が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1ヶ月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

- ・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
- ・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ・3ヶ月に1回以上、売掛債権の金額及び棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

その他

- ・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
- ・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』

信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者又は利用予定者に限る）

支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議[※]もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

ご利用方法

詳細については、以下の窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>